

## 福山市プラスチックごみ選別・再商品化業務に関するプロポーザル 質問に対する回答

No	資料名	頁	項目・条項	タイトル	質問項目	内容	回答
1	実施要領	1	2(3)	業務の概要	業務履行期間	業務開始時期は2028年4月となっておりますが、選定された場合、本年7月以降に中間処理施設(プラント施設)及び建屋建設を計画しています。中東情勢の影響等により、建屋建設の工期遅れ、プラント施設の納期遅れを懸念しております。万一、2028年4月開始に間に合わないことが想定される場合、開始延期等協議することも可能でしょうか。	業務履行期間の始期に間に合うよう計画してください。
2	実施要領	1	3	提案限度額	提案限度額	委託費について、年間402,200千円とありますが、今後の物価上昇、中東情勢の長期化等により、予期しない状況になった際(3年間の間も含む)、委託費の見直しをお願いすることはできますか。	経済情勢の変動等については、原則として、提案見積額に含めてください。 なお、仕様書案第18では、予期することのできない特別な事情等により、業務委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときの変更について定めています。
3	実施要領	4	9(4)	参加申込書の作成等	提出書類及び部数 イ 構成企業名簿(様式2)	弊社は、建物は所有しておりますが土地は賃貸物件です。建物の登記事項証明書のみでよろしいでしょうか。	実施要領9(4)オの商業登記簿謄本において、広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものか確認できない場合、所有権又は使用権原を有することが確認できる建物の登記事項証明書などを添付してください。
4	実施要領	4	9(4)	参加申込書の作成等	提出書類及び部数 エ 実績報告書(様式3-2)	プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施した実績は容器包装リサイクル協会との契約量(添付する契約書写しに記載されている落札量)と実際の年間処理量のどちらを記載すればよいでしょうか。	様式3-2に、いずれの数量を記載するべきか、特に指定はありません。
5	実施要領	4	9(4)	参加申込書の作成等	提出書類及び部数 エ 実績報告書(様式3-2)	今回応募する再商品化手法とは異なる再商品化手法での処理実績も、実績として認められますか。	再商品化手法は、材料リサイクル、油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化及びガス化の5つの区分とし、今回応募する再商品化手法と同一区分の処理実績を記載してください。
6	実施要領	4	9(4)	参加申込書の作成等	提出書類及び部数 エ 実績報告書(様式3-2)	今回応募する工場とは異なる、弊社の他工場での処理実績も、実績として認められますか。	実績とします。
7	実施要領	1	4	選定方式及び契約方法	「協定の目的を達成することができないと判断したとき、その他協定で定める解除事由に該当したときについては、協定を解除する」	契約締結時期には選別業務の受注者は設備投資を実施しております。受注者の責によらない協定の解除は発注者の責任として頂くか、協定解除となる基準をより明確にして頂けませんでしょうか。	実施要領及び協定書案のとおりとします。
8	実施要領	2	5(2)	応募者の構成	複数の企業で構成し、プラスチックごみの選別業務及び再商品化業務、業務を履行するために必要となる一般廃棄物の施設間運搬等について、役割を分担して行うグループ	複数の企業で構成する場合、施設間運搬業務は再商品化業務事業者からの下請可能とすることは可能でしょうか?それともグループの構成企業とする必要がありますでしょうか。	グループの構成企業が運搬を実施してください。
9	実施要領	8	13(1)	協定の締結	受注候補者の特定後、本市は、受注候補者との協定を締結し、	市と受注候補者が協定を結ぶとありますが、グループで応募する場合受注候補者は代表企業と読み替えるのでしょうか。協定書第8条に連帯責任の記述もあるため、協定書の契約者はグループ企業全社とすることはできないでしょうか?	グループの構成企業全社が受注候補者です。協定は、全てのグループの構成企業との連名で締結します。
10	実施要領	8	16(16)	その他の留意事項	今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、福山市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。	参加者とは本プロポーザルの参加者と解釈し、協定締結前の取扱いを指した文言と解釈すればよろしいでしょうか?協定書締結後も含むということであると、受注者は協定締結後本事業のための設備投資を行う建付けですので、文言としては妥当ではないと考えますが如何でしょうか。	参加者とは、本プロポーザルの参加者です。受注候補者との協定締結後は、協定の規定によります。
11	協定書案	1	第2条第3項	甲及び乙の役割及び義務	乙は、本業務を開始できるよう、乙がプロポーザルにおいて提出した企画提案書の内容及び関係法令等に従って、必要な準備を行う。	都市計画審議会の開催時期等、受注者でコントロール出来ない許認可工程について、御市のご協力をいただけますでしょうか。	関係法令等に従って、必要な対応を行ってください。
12	協定書案	2	第8条第3項	協定の解除及び損害の賠償	前2項の規定によりこの協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責を負わない。	2項の甲による協定解除が発生する条件について、2項(2)の「本協定の目的を達成することができないと甲が判断したとき」とありますが、本協定の目的とは第1条(目的)を指しますでしょうか。その場合、目的とは委託契約を締結することで、2項(1)と概ね同じ意味合いになると考えればよろしいでしょうか。また委託契約を締結出来ない原因が乙にない場合でも、損害が求償されないということでしょうか。	本協定の目的は、協定書案第1条のとおりです。第8条第2項第2号は、再商品化計画について認定を受けられなかった場合などを含むため、同項第1号と同じではありません。また、損害の賠償については、第8条のとおりです。

13	協定書案	2	第8条第4項	協定の解除及び損害の賠償	第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負う。	市の損害はどのようなものを想定されますでしょうか。本事業が開始出来なかったことによる将来の損害等を含むのでしょうか。	市の損害は、事業者の再選定に係る費用などであり、将来の損害等を含みます。
14	協定書案	2	第8条第5項	協定の解除及び損害の賠償	いずれかの構成企業の責めに帰すべき事由により本委託契約の締結に至らなかった場合において、甲に損害が生じたときは、連帯して、その損害を賠償する義務を負う。	本条で甲の損害について言及しているのは第4項のみですので、本項で規程している甲の損害とは1項によるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
15	委託契約約款	2	第1条第2項	総則	受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。	本契約履行期間終了後事業更新の考え方についてご教示ください。また事業終了日（2031年3月31日）直前に受け入れたプラスチックごみを選別・再商品化迄完了させるのは困難ですので、猶予期間を設ける等詳細を協議させて頂きたいと考えています。	履行期間終了後の事業の更新については、本契約では規定していません。第1条第2項の規定に基づきます。
16	委託契約約款	2	第4条第2項	資料又はデータ等の複写及び複製の確認	この契約の終了後に、前項に規定する資料、データ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。	本業務に係る資料の取扱いについては、国や日本容器包装協会からの問い合わせに対する対応等、公的データでもあり、秘密の保持が担保される前提において、一定期間保存すべきものと考えますが如何でしょうか（第19条(5)、第26条(1)等も同）。	関係法令等に基づいて必要となる期間は、保管してください。
17	委託契約約款	3	第10条第1項	履行期間の延長	受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったとき	履行期間とは2028年4月1日～2031年3月31日を指し、業務とは同期間内に収集される貴市のプラスチックごみ全量を選別・再商品化することとなりますでしょうか。また本条の受注者の責めに帰することができない事由として、火災や災害等不可抗力によるものは該当しますでしょうか？	前段については、貴見のとおりです。後段については、その責めに帰することができないか否か、個別に判断します。
18	委託契約約款	3	第12条第2項	損害のために必要を生じた経費の負担	前項の規定によらず、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。	事故発生の原因が、LIB等の入荷物混入物に起因する火災や事故によるものである場合は本条項に該当する可能性がありますでしょうか？	第12条第2項の規定に基づき、個別に判断します。一定の異物混入を想定して、対策を講じてください。
19	委託契約約款	5	第27条第5項	損害金の予定	前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。	本プロポーザルにグループで応募し業務を受託するケースの場合、本条項の共同企業体はそのグループのことを指すのでしょうか。「再商品化計画の認定申請の手引き」では国は認定基準の要件の一つとして「再商品化計画における委託業務範囲、責任範囲が明確であること」を確認し、市町村は各委託先と当該業務に対して個別に委託契約を結ぶとあり、一般的なJV契約とは相違するのではと考えていますか。本条項で規程されている連帯損害金支払義務（第20条第11号から15号）以外で事業開始後の発注者の損害に対して連帯責任を求めるものはないと考えてよろしいでしょうか。	委託契約は、全てのグループの構成企業との連名で締結します。なお、各構成企業の受託業務範囲や責任範囲を明確化する必要がある場合には、当該契約書の修正を行います。
20	仕様書案	2	第5	予定数量	③上記以外のプラスチック使用製品廃棄物 500 トン/年	上記以外のプラスチック使用製品廃棄物500トン/年について、積算の考え方・根拠をご教示頂けませんでしょうか。	複数年度分の燃やせるごみの組成調査等を踏まえ、容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集量を推計しています。なお、詳細については、受注候補者にお知らせします。
21	仕様書案	2	第5	予定数量	(1) 選別業務（搬入量）	搬入量が大きく未達した場合、精算や委託費単価を見直して頂くことは出来ますでしょうか？また受注者の責によらない突発事案による操業調整や操業停止を行った場合、その間の固定費の取扱いについて協議して頂くことは可能でしょうか。	業務委託料の変更等については、約款第9条の規定のとおりです。
22	仕様書案	2	第6	分別の基準	なお、ペットボトルは、別袋に入れて、他のプラスチックごみと併せて同じ車両で収集することを想定している。	PETボトルを小袋に入れて回収する取り組みはいつから開始するのでしょうか。	本業務の開始に向けて実施する想定です。
23	仕様書案	2	第7	業務内容 1選別業務	(1) 受入れ ア 受注者が使用権原を有する福山市内の選別施設において受け入れること	(1) 受入アにて、「受注者が使用権原を有する福山市内の選別施設」とあり、選別業務は受入れ・保管・破袋・選別・圧縮梱包・品質調査・適正処分・計量データの提出・業務月報及び業務年報の作成の各業務であるとの記載がありますが、これらの業務を福山市内の選別施設で実施することが仕様上要求されると考えればよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。
24	仕様書案	2	第7	業務内容 1選別業務	(3) 破袋・選別 発注者は、選別精度に係る調査を行い、選別精度が十分でない判断した場合は、再選別を指示することができる。	選別精度が十分でないとする根拠となる品質基準がご示し頂くことは可能でしょうか。設備では選別しきれないものである場合手選人数に影響が出ると思料致します。また本条項の調査とは、同条(5)の品質調査（組成調査）を指しますでしょうか。	選別精度に係る調査は、仕様書案第7の1(5)に定める品質調査（組成調査）や第11に定める現地確認など必要な調査であり、仕様書のとおり選別されているか確認を行います。

25	仕様書案	3	第7	業務内容 1選別業務	(6) 適正処分 取り除いた異物については発注者の指定する種別ごとにそれぞれ保管し、発注者の指定するごみ処理施設に搬入すること。	残渣の分類をご提示願います。	残渣の分類は、本市のごみ分別区分に準じます。これによりがたい場合は、個別に指示します。
26	仕様書案	5	第8	搬入物の受入日及び時間	(1) 搬入物の受入日	通常の入日(月～金曜日)において、受入量の偏りはないものと想定してよろしいでしょうか。	プラスチックごみの搬入は、主に木曜日と金曜日となる想定であり、曜日による偏りが生じる見込みです。
27	仕様書案	5	第9	見学対応	選別施設と再商品化施設についての見学希望があった場合は、対応するよう努めること。	一度に受け入れる見学者の最大人数の想定はございますでしょうか。	福山市が実施している環境関連施設バス見学では、20人から50人程度を対象としています。
28	仕様書案	6	第12	業務委託料の支払い	業務委託料は月ごとの区分払いとし、次の合計額とする	グループの場合、市からの業務委託料の支払方法について、選別業者(代表事業者)と構成企業それぞれにどのような流れで、支払いが行われるかご教示ください。	代表事業者が本市へ請求し、本市は代表事業者に対して支払いを行うことを想定しています。
29	仕様書案	8	第18	予期することができない特別な事情等による変更	予期することのできない特別な事情が発生し、あるいは経済情勢の激変等により業務委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議のうえ、業務委託料又は業務内容を変更することができる。	物価上昇や需給ひっ迫による調達コストの上昇や困難が生じた場合は、本条項の業務委託料または業務内容を変更する条件に該当しますでしょうか。該当しない場合、物価上昇や需給逼迫等によるコスト上昇に対する業務委託料の見直の有無についてご教示ください。また、工場で火災等の大きな災害が発生し、業務の遂行が一次的に困難になった際に貴市焼却炉での受入れに切替える等の措置を協議させて頂くことは可能でしょうか。	前段については、仕様書案第18の規定のとおりです。後段については、約款第9条や第17条の規定を踏まえ、個別に判断します。
30	仕様書案	8	第19	その他⑧	受注者は、業務委託のため発注者又は第三者に損害を与えたときは賠償の責を負うとともに、その経過及び措置を発注者に速やかに報告すること。また受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償について、発注者は一切その責を負わないものとする。	本項は、委託契約約款第12条2項に該当した場合は受注者が賠償責任を負うものではないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
31	他					本プロポーザルで開示された資料(委託契約約款、業務仕様書案、協定書、実施要領)の解釈の優先順位はありますか?	解釈の優先順位はありません。
32	他					委託契約書のひな形があれば、ご提示願えますでしょうか。	公告のとおりです。